施工プロセスのチェックの手引

令和8年7月1日

目　　次

	頁
○建設業退職金共済制度等	
建退共制度は必ず加入しなければならない制度か ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
掛金収納書の提出時期について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
労災保険成立票の掲示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○建設業許可標識	
建設業許可票の掲示について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○専門技術者	
専門技術者を配置しなければならない場合について・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○作業主任技術者	
作業主任者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○安全活動	
労働安全衛生法第30条（災害防止協議組織）について・・・・・・・・・・・・・・・	5

【Q】 建退共制度は必ず加入しなければならない制度か

請負会社には、自社退職金制度があり、下請負会社が、全て中小企業退職金共済制度に加入している等建設業退職金共済制度に加入していない場合の取扱いはどうなるのか。

【A】

1　三重県建設工事共通仕様書1－1－1－45保険の付保及び事故の補償第5項において、「受注者は建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入し」とあるように、下請負業者が建設業退職金制度に加入している場合は、元請会社は必ず制度に加入しなければならない。しかしながら、質問にあるように自社退職金制度があり、下請けが全て建退共に加入していない場合、請負者は、建退共制度に加入して共済証紙を購入する必要はない。

2　しかしながら、下請会社がどの退職金共済制度にも加入していない状況であれば、下請会社に建退共制度への加入を促すことは、元請け会社の責務であるとされている。

【Q】 掛金収納書の提出時期について

建設業退職金共済制度について、三重県公共工事共通仕様書1－1－1－45保険の付保及び事故の補償第5項において、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に発注者に提出することになっているが、下請負人数及び作業日数がはっきりしないので、何枚購入すれば良いか確定しない場合はどうするのか。

【A】

1　三重県公共工事共通仕様書1－1－1－45 保険の付保及び事故の補償第5項で期限内（工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内））に収納書を提出できない場合は、下記事項を記載し、書面で提出することとしている。

(1)　期限内に提出できない理由

(2)　購入予定

2　建退共制度に該当しない場合は、上記書類を提出する必要は無い。

【Q】 労災保険成立票の掲示について

労災保険成立票の掲示はどのように規定されているのか。

【A】

1　**労働者災害補償保険法施行規則第49条（法令の要旨等の周知）**で「労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の**見やすい場所**に掲示し、又は備え付ける方法によって、**労働者に周知**させなければならない。」と規定されている。また、**労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条（建設の事業の保険関係成立の標識）**で「労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第四号）を見やすい場所に掲げなければならない。」と規定されている。

2　また、大きさは、**労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条様式第4号**で縦**25cm以上×横35cm以上**と規定されている。

【Q】 建設業許可票の掲示について

工事現場には「建設業の許可票」を、元請及び下請のすべての業者が掲示するのか。

【A】

1　元請業者の許可票のみ掲示が必要です。

●1「建設業許可票」掲示の趣旨

建設業法第40条で、建設業者に対し、その店舗及び建設工事の現場ごとに、一定の標識を掲示するべきことを義務付けているが、建設工事の現場に掲示する趣旨は次のとおりである。

1）　当該建設工事の施工が、建設業法による許可を受けた適法な業者（建設業者）によってなされていることを、対外的に明らかにさせること。

2）　建設工事の施工形態の特殊性（施工場所が移動、施工時期が一時的、下請構造が複雑等）から、安全施工、災害防止等の責任があいまいになりがちであり、また対外的に責任主体が誰であるかが不明確となりやすいため、これらを防止すること。

＜建設業法第40条＞

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

●2「建設業許可票」の記載事項

「建設工事の現場に掲示する『建設業の許可票』」に記載する事項は、建設業法施行規則第25条第1項の第1～5号に規定されている。

＜建設業法施行規則第25条第1項＞

法第40条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあっては第1号から第4号までに掲げる事項、建設工事の現場にあっては第1号から第5号までに掲げる事項とする。

1）　一般建設業又は特定建設業の別

2）　許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業

3）　商号又は名称

4）　代表者の氏名

5）　主任技術者又は監理技術者の氏名

●3「建設業許可票」の掲示場所及び形状寸法

「建設工事の現場に掲示する『建設業の許可票』」は、”公衆の見易い”場所に掲示しなければならない（建設業法第40条を参照）。

また、その形状寸法については、建設業法施行規則第25条第2項に規定されている。（建設工事現場に掲げる場合は**縦25cm以上×横35cm以上**）

＜建設業法施行規則第25条第2項＞

法第40条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあっては別記様式第28号、建設工事の現場にあっては別記様式第29号による。

【Q】 専門技術者を配置しなければならない場合について

道路改良工事（土木一式工事）を発注したところ、請負業者の配置した主任技術者（監理技術者）は、土木一式工事、大工工事、石工事及びとび・土工工事の資格は所有していたが、鉄筋工事の資格は所有していなかった。道路改良工事に鉄筋コンクリート擁壁工が含まれる場合、専門技術者を配置しなければならないか。

【A】

1 専門工事（建設工事の内土木一式工事及び建一式工事を除く27種類）を施工するには、当該専門工事に係る技術者を置かなければならない。（建設業法第26条の2第1項）ただし、当該専門工事が**「軽微な建設工事」（土木工事の場合500万円未満）**の場合はその**必要は無い。**

2 当該工事の鉄筋工事が500万円以上になる場合は、以下の方法で専門技術者を配置しなければならない。

（1） 自社から鉄筋工事の主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する。

（2） その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請負させ、かつ主任技術者として鉄筋工事の資格を持っている者を専門技術者として配置する。

3 なお、請負業者の配置した主任技術者（監理技術者）が、施工に必要な**全ての建設工事の主任技術者の資格を所有**していれば、**専門技術者の配置は必要ない。**

4 また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に付帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができるとされている。（建設業法第26条の2第1項）この場合も、**附帯する建設工事が500万円以上の場合**は上記の方法で専門技術者を配置しなければならない。

【Q】 作業主任者について

作業主任者の配置とは。

【A】

1　工事現場における労働災害の防止を目的とした有資格者（**作業主任者**及び**技能者**）の配置の内、作業主任者の配置は、**労働安全衛生法第14条**で規定されており、**作業主任者を選任すべき作業**は、**施行令第6条第1項第1号から第23号**で規定されている。また、**作業主任者**は、当該作業に従事する労働者に対する指揮を行わなければならないこととされている。

2　土木工事に関する主な作業主任者は以下のとおりである。

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
コンクリート破砕器作業主任者
型枠支保工の組み立て等作業主任者
足場の組立て等作業主任者
コンクリート橋架設等作業主任者
鋼橋架設等作業主任者（取り壊し工事含む）
ずい道等の掘削等作業主任者
ずい道等の覆工等作業主任者等

3　なお、作業主任者ではないが、技能者として資格が必要な技能は、以下のような技能がある。

玉掛け技能
高所作業車運転技能
小型移動式クレーン技能等

【Q】労働安全衛生法第30条（災害防止協議組織）について

三重県公共工事共通仕様書 1－1－1－31工事中の安全確保第16項(安全衛生協議会の設置）に、「労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。」とあるが、どういうことか。また、災害防止協議会等の設置は何に規定されているのか。

【A】

1 労働安全衛生法第30条第2項には、**発注者**が、一の場所（出入り口が同じとか、作業が輻輳する現場等）において複数の請負者に作業を行わせるときは、その複数の請負者のうちから第1項の措置を講ずべき者として**代表者を指名**しなければならないことになっている。

2 また、労働安全衛生法第30条第4項には、指名された代表者は、同第1項第1号から第6号の措置を講じなければならないことが義務づけられている。

3 労働安全衛生法第30条第1項には、元請負者が、労働災害を防止するため、同項第1号から第6号に関する必要な措置を講じなければならないことが明記されている。**災害防止協議組織**は、建設工事に該当する下請負が1社でもあれば、第1号により設置が義務づけられている。
なお、下請契約が締結されれば、災害防止協議会兼施工体系図が作成される。

＜労働安全衛生法第30条＞

（特定元方事業者等の講ずべき措置）
第30条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。
1. 協議組織の設置及び運営を行うこと。
2. 作業間の連絡及び調整を行うこと。
3. 作業場所を巡視すること。
4. 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
5. 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
6. 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

2　特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を2以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る2以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として1人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負つた者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を2以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3　前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督者長がする。

4　第2項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第1項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第1項の規定は、適用しない。